

名古屋水防計画の修正案について

主な事項

1 津波警報等の情報文の修正

平成 25 年 3 月 7 日 12:00 より津波警報（大津波）・津波警報（津波）が大津波警報・津波警報の名称に変更となったため、その修正を行う。

併せて発表される津波の値が 8 段階から 5 段階になったため、規定箇所を改める。

P 1

2 水位通報サイレン装置の追加

新たに守山区・吉根排水路、守山区・下志段排水路が増えたため、規定箇所を改める。

P 2

3 第 2 非常配備及び、第 3 非常配備の事象の修正

大津波警報・津波警報の名称に変更となったため、規定箇所を改める。

P 3

4 〈資料編〉重要水防箇所の修正

庄内川や矢田川の河川改修工事の進捗等により、重要水防箇所から削除された区間、再点検実施調査により新たに選定された区間の修正を行う。

この結果、国管理河川の庄内川では 2, 538 メートルの減少、矢田川では 300 メートルの減少。県管理河川は変更無しである。

重要水防箇所対象河川

国管理河川 : 庄内川、矢田川

県管理河川 : 香流川、新川、八田川、天白川、福田川、

P 4

5 〈資料編〉ため池の重要水防箇所の見直し

平成 24 年 3 月、緑区琵琶ヶ池の漏水・耐震性（ボーリング）を調査し、安全性を確認できたため、一覧表よりその削除を行う。

P 4

6 <資料編> 水位観測所一覧表の追加

守山区吉根地区及び守山区下志段味地区に新たに水位観測所が設置されたので、その追加を行う。

P 5

7 <資料編> 水防上重要な水閘門箇所の変更及び削除

水閘門管理者の変更に伴う変更、及び樋門の廃止に伴い121箇所中1箇所を一覧表より、その削除を行う。

P 6

8 <資料編> 防潮壁陸閘の箇所の修正

高潮対策で設置されている防潮壁陸閘69箇所のうち、壁体化したことで10箇所が廃止となったため、その修正を行う。また、操作責任者の変更も併せて、その修正を行う。

P 7